

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700041号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700103号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年8月から平成25年8月までの標準報酬月額については20万円から32万円、同年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については26万円から36万円とする。

平成24年8月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年8月1日から平成26年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際よりも低く届け出されていることが分かった。その後、記録訂正されているものの、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から年金事務所に提出された請求者に係る賃金台帳により、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額を支給され、32万円ないし36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標

準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び日本年金機構が決定している資格取得時の標準報酬月額から、平成24年8月から平成25年8月までは32万円、同年9月から平成26年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年8月1日から平成25年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額を訂正（20万円から32万円）する届出を、平成25年9月1日から平成26年9月1日までの期間について、平成25年9月の定時決定時の標準報酬月額を訂正（26万円から36万円）する届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年10月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700105号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700105号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月24日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された16年9月分賃金支給明細書及びA社から提出された請求期間の賞与に係る支給額等を記載した対象者リスト並びに年金事務所から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)により、請求者は、平成16年9月24日に同社から賞与(15万2,500円)の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(15万2,000円)より低い標準賞与額(9万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金支給明細書及び対象者リストにより確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月10日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700146号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700106号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を2万8,000円、同年12月1日の標準賞与額を7万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与が支払われているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び同社の回答、請求者から提出されたB社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに同僚の請求期間①及び②に係る厚生年金基金の賞与異動記録から判断すると、請求者は、平成16年8月2日に2万8,000円、同年12月1日に7万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年8月2日及び同年12月1日の賞与について、A社及びB社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700043号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700104号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年10月1日まで

厚生年金保険料は平成11年9月分まで控除されていると思っていたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間もA社が加入していたB国民健康保険組合発行の国民健康保険被保険者証を使用していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年10月1日)の後の平成11年9月21日付けで、請求者の厚生年金保険の被保険者資格が平成10年10月1日に遡って喪失処理されていることが確認できるが、同社を管轄する年金事務所では、当該処理に係る関係資料は保存期間経過のため、保管していないと回答している。

また、A社における厚生年金保険被保険者は、請求者のほかは事業主のみであったところ、事業主の所在は不明である上、請求者は、同僚として記憶している者は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は請求期間に係る資料として、A社が加入していたB国民健康保険組合発行の国民健康保険被保険者証(写)、請求者が医療機関から取得した診療録(写)及び同国民健康保険組合からの医療関係の給付金の振込記録がある普通預金通帳(写)を提出しているが、請求者は当該医療機関に照会することを希望しておらず、同国民健康保険組合は保存期間経過のため、請求者の請求期間に係る被保険者記録及び保険給付の記録は保存していない旨回答していることから、これら資料の内容について検証することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。